

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）12月6日付け令500第118号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年11月24日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「〔〇〇〕別添に関する全ての文書（メモ含む）（付記 文書番号が取得されないなど不正を繰り返している。今回を通告とする。〇〇課は内部統制の文書管理責任者として職務を果たすこと。」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、令和5年12月6日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年3月4日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、審査請求人に対する書面を、本件請求の対象である保有個人情報に該当するとして、本件処分を行ったが、審査請求人は、「開示請求に係る不作為がある。ほかに開示していない文書は必ず存在する。」等と主張していることから、本件請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

本件請求に係る保有個人情報開示請求書に記載された内容の個人情報については、開示文書以外に実施機関が保有する必要性が一般的に想定しがたいこと、また、「ほかに開示していない文書は必ず存在する」などの審査請求人の主張以外に、開示文書のほかに本件請求に係る保有個人情報の存在を推認できる根拠も特段見当たらないことから、保有個人情報開示請求のあった内容については、開示した文書以外は作成しておらず存在していない、との実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　　月　　日	経　　　　　過
令和　６年　４月１２日	実施機関から諮問を受けた。
令和　７年　３月２４日	事案の審議を行った。
令和　７年　７月２４日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年7月24日現在）